

第12回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会	資料3
平成29年2月13日	

構成員提出資料

金子構成員	提出資料	1
上鹿渡構成員	提出資料	3

2002 年法 (Adoption and Children Act 2002) により、実親と暮らすことができない子にパーマネンシーを提供する制度として、特別後見制度が設けられた。養子制度と代替性をもつが、実親との親子関係を切断しないことが、養子との最大の相違点である (英国には切断型の養子しか存在しない)。2005 年 12 月から施行されている。

導入時には、やや年長の子で実親との関係切断を望まない場合、親族関係のある者に養育されている場合、エスニシティの文化的・宗教的背景の点で養子という制度を受け入れづらい場合、などが、利用場面として想定されていた (③22-23 頁)。

特別後見命令が出されると、子が 18 歳になるまで効力を有するのが原則である (例外はかなり狭い)。特別後見人が、別段の命令がない限り排他的に **parental responsibility** を行使する。とはいえ、養親ほどにパーマネンシーを提供する制度ではない (逆に言えば、より介入度が低い) ことも認識されている。

① (Table 18) によると、2011-2015 年の、イングランドおよびウェールズにおける養子命令 (adoption order) の件数は、4709、5259、6078、6752、6196 と推移している (2016 年は、第 3 四半期までの動向を見る限り、2015 年よりも減ることはほぼ確実である)。そのうち、6 割強で養子年齢は 1-4 歳であり、2 割強で養子年齢は 5-9 歳である。

特別後見の司法統計は発表されていない。

また、イングランドの育成児童 (looked-after children : 地方当局が 24 時間以上の accomodation を提供した子、およびケア命令によって地方当局が **parental responsibility** を得た子) の統計 (②Table D1) によると、養子に取られたために育成児童でなくなった子の数は、2010-11 年の 3100 件以降、増加し、2014-15 年は 5360 件であったが、2015-16 年は 4690 件と減少傾向に転じた。これに対し、特別後見は、2011-12 年が 2150 件、2014-15 年が 3560 件、2015-16 年が 3830 件と増加傾向にある。

ちなみに、③21 頁によれば、育成児童関係の特別後見命令が約 7 割、それ以外の特別後見命令が約 3 割であるという。

特別後見の利用法については、1 歳以下の子に用いられるケースも増えている、里親に特別後見命令が出される件数が、そうでない文脈で特別後見命令が出される件数とおおむね同程度である (里親である方が財政的な支援を多く得られるという事情が寄与しているのではないかと推測されている)、の点が指摘されている (③23-24 頁)。また、2012 年に調査依頼がされ 2014 年に公表された Wade Report によると、87%の事例では親族が特別後見人となった事例であり、残りの大半は、里親が特別後見人となった事例であるという (③21 頁)。

特別後見については、地方当局による特別後見人候補者の調査が十分になされないうちに、あるいは特別後見人（候補者）と子との強い結びつきが生じる前に、特別後見命令が出されているのではないかという懸念が表明されている（行政側での処理期間目標の設定がこれに拍車をかけているのではないかとの見方もある）。そのこともあり、何度か調査が行われている（③22-30 頁に要旨あり）。

2013 年の最高裁判所（⑤）および控訴院（⑥）の判決後、地方当局は、子の長期的な将来を検討する際に特別後見を「デフォルト・オプション」にしているという（③21 頁。④も参照：「最高裁が 13 年に「もっと親や親族を支援し、実親から引き離すことなく養育することをさらに検討できたはず」という理由で決定を差し戻しました。それを機に養子縁組の成立が滞り、BAAF でも、年間約 150 人の仲介が去年は 54 人に減り、今は養子縁組の仲介をやめています」）。

⑤判決は、同意がないままに養子に出すことを念頭に置いた命令は、非常に極端な、最終手段であり、子の利益の観点から他に手段がないときにのみなされるべきである点を強調する。関連して、⑥判決では、「子の利益」には実親の手で育てられることの利益が含まれること、裁判所は決定に至る前に裁判所が出しうるその他の代替的なあらゆる命令を検討する義務があること、地方当局が、より介入度の低い命令をサポートする能力がなかったりそれをしたくないがために、それより介入度の高い命令（特に養子命令）が適切であるという報告書を出すようなことがあってはならないこと、が強調されている。

また、⑥判決では、地方当局が、養子命令が適切だという報告書を出してくる際の資料の不十分さ（他のありうるすべての選択肢ではどうしてダメなのかについて、十分な検討・分析がなされていないこと）に、強い懸念が示されている。

参考資料

- ①Family Court Statistics Quarterly, July to September 2016 (15 December 2016)
- ②Department for Education, Children looked after in England (including adoption) year ending 31 March 2016 (8 December 2016)
- ③ Department for Education, Special Guardianship Review: report of findings (December 2015)
- ④朝日新聞 2016 年 11 月 29 日朝刊 13 版 28 面「英の養子縁組「血縁より環境」」Coram BAAF (British Association for Adoption and Fostering) ジョン・シモンズ氏インタビュー
- ⑤ Re B (a child) [2013] UKSC 33
([http://www.bailii.org/uk/cases/UKSC/2013/33.\(image1\).pdf](http://www.bailii.org/uk/cases/UKSC/2013/33.(image1).pdf) にサマリーあり)
- ⑥ Re B-S (Children) [2013] EWCA Civ 1146

英国における養子縁組支援に関する資料

上鹿渡 和宏

『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続の在り方に関する研究』厚労科研 2015 での報告より (一部修正・加筆)

ポスト・アダプション・センター (PAC-UK) について

はじめに ～ 2007 年以降の PAC-UK

2007 年に出版された『要保護児童養子斡旋の国際比較』のなかで、イギリスにおける養子縁組の制度と実態について担当した津崎は「この種の機関の存在は養子縁組の成否に密接にかかわる」として、ポスト・アダプション・センター (PAC: 現在は PAC-UK) の概要を紹介し、「85 年以降イギリスにおける縁組後支援サービスの先駆的組織であり、同種の多くの組織のモデルとなったものである」と報告している¹。

その後も PAC-UK は養子縁組支援機関として、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。特に 2009 年からは学校におけるスタッフへのトレーニングを開始し、養子や社会的養護下の子どもの幼少期の経験による影響についての理解を広め、2013 年には「学校のための良い実践ガイド」²を作成し、それをもとに学校現場のさらなる理解を深めるべく多くの取り組みがなされてきた。2014 年 10 月には PAC と After Adoption Yorkshire(AAY)が合併し民間養子縁組支援機関としてさらなる展開を図っている。養子縁組支援機関として関連法規や国の定める最低基準を満たしているかチェックされる Ofsted の 2014/15 年監査でも最高 (Outstanding) の評価を受けており、その後も高い水準のサービス、プログラムを現場に提供し続けてきたと言える。

また、養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金 (The Adoption Support Fund: ASF) が創設され、イングランドの 152 自治体を対象として 2015 年 5 月より運用されている³が、ASF は養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことが多かったことか

¹ 津崎哲雄「イギリスにおける養子縁組の制度と実態」湯沢雍彦編『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本加除出版、2007 年、p.120.

² Julia Clements “A Good Practice Guide for Schools Understanding and Meeting the Needs of Children who are Looked after, Fostered, Adopted or otherwise Permanently Placed” 2013, PAC

³ <http://www.adoptionsupportfund.co.uk/>

ら政府によって創設され、これまでの支援よりも専門性の高い、より包括的なサービスを提供するための財政基盤となっている。実際のサービス提供者としては、自治体、Ofstedにより登録された独立したサービス提供者、また、NHSによる児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがあるが、これまでのこの領域での経験と実績、培われてきた高い専門性を持つ PAC-UK のこの領域における役割と期待はますます大きくなっている。

本稿においては、PAC-UK が現在、どのような対象に、どのようなサービス、プログラム、トレーニング等を提供しているかについて、その概要を PAC-UK のホームページ、年次報告書と長年この組織に所属し現在「子ども家族サービス（Child and Family service）」の責任者として豊富な経験を持つ Franca Brenninkmeyer 氏へのインタビュー⁴をもとにまとめた。

PAC-UK の対象範囲とサービス内容

ホームページ上⁵の「PAC-UK について」のページに以下のような記載がある。「PAC-UK は個別のニーズに合わせた適切なサポートと個別のサービスを提供、養子縁組やパーマネンシーを保障する他の形態で影響をうけている家族や個人の生活状況（人生）を向上させるために存在する。また、PAC-UK は一般市民や専門家への気づきや知識の向上も目指す。」

この記載からも明らかであるが、PAC-UK がその対象とする範囲は単純に養子縁組親子だけにとどまらず、養子縁組候補者、長期里親委託やキンシップ・ケアのケース、子どものころ養子縁組された大人、かかわりのある実の家族や親族、様々な専門家、学校関係者を含んでいる。

特に養子縁組される子どもについてはその多くがネグレクトや虐待、家族の機能不全が理由で社会的養護を受けるようになり、養子縁組されるようになるころまでには何か所もの里親家庭に委託された経験があり、年齢も平均すると4歳ほどになっている。それゆえ、養子縁組される子どもの多くは実家族の中で早期に繰り返されるトラウマを経験し、また、その後の度重なる委託変更と喪失を経験している。このような経験により養子縁組後、家庭、学校、地域で様々な情緒的問題や、人間関係上の問題、行動上の問題を生じることも多く、「子どもと家族へのサービス」として、それらに応じた助言やカウンセリング、トレーニングが提供されている。

実の家族、親族、特に実母に対してもサポートにも取り組み、子どもと別れた後の悲しみや落ち込んだ状況をサポートしている。それぞれの養子縁組経験について傾聴し、その混乱した状況を整理し現状と今後の見通しを説明。子どもへの手紙をどう書くかを支援する、他の親がどう感じているかグループを通して気づいてもらうなどのサポートがある。方法としては電話での相談、直接の面接、グループがある。これには50~60年前に当時の社会的状況下で子どもを手放さざるを得なかった親へのカウンセリングといったサポート

⁴ 2015年11月11日、PAC-UK ロンドン事務所にて実施

⁵ <http://www.pac-uk.org/>

も含まれているという。

また、子どもの頃養子縁組され現在大人になった人のカウンセリングとサポートもある。情緒の問題や引き続く喪失と悲しみの問題、低い自尊感情、孤独感、アイデンティティの混乱、関係性の問題等での相談希望が多い。方法としては電話での相談、直接の面談、グループなどがある。本人の養子縁組に関する疑問や実の家族や親族との接触希望に対する調査や調整も含まれる。

関連専門職への支援

このような養子縁組の当事者への直接のサポート、サービスのほかに、学校関係者やソーシャルワーカー、カウンセラーなど、養子縁組家庭を支援する専門職の資質向上に関するトレーニングやセミナー、コンサルテーションのサービスもある。学校へのトレーニングについては先生やスタッフが子どもの示す問題行動に方略を持って対応できるようにするためのトレーニングを 2014/15 の一年間で 37 校 767 人のスタッフに実施した⁶。また、PAC-UK が 2014/15 の一年間で実施したトレーニングは 80 日、1638 人で前年度よりも参加者が 34%増加している。参加者全体の 52%は専門家、45%は養親または養育者、2%が養子縁組された人(大人)であったという。評価表によれば 91%の参加者がコースを **excellent** または **very good** と評価していた⁷。さらに、自治体とのパートナーシップを結び、自治体が地域内の養子縁組当事者や、その関係者に PAC-UK の質の高いサービスを提供できるよう協力している。この場合、利用者は自分の住む自治体のサービスとして PAC-UK の提供するサポートやプログラムと同内容のものを受けられる。PAC-UK はこのような支援者サポート、トレーニングを通して、養子縁組当事者への直接サポートだけでは補えない幅広い現場のニーズに対応していると考えられる。

「子どもと家族へのサービス」について

ここで、PAC-UK の提供するサービスの中でも重要な領域と考えられる「子どもと家族へのサービス」について、その責任者の Franca Brenninkmeyer 氏からの説明⁸も含めてまとめる。まず、養子縁組されるまでに、幼少期の虐待、ネグレクト、頻回な措置変更に関わる喪失とトラウマを経験した子どものアセスメントが重要であり、そのために相談の最初数回がこのアセスメントに使われる。様々な観点からアセスメントツールを用いて、子ども自身、親・養育者と子どもの関係、親・養育者・先生の子どものに関する評価、親・養育者の自分自身に関する評価がなされる。その上で個別に合わせた治療的なサービスがケースに合わせた形で（子ども個別、親個別、家族一緒、養子縁組家族と実家族も一緒、自宅

⁶ PAC-UK Annual Review 2014/15, p.6.

⁷ PAC-UK Annual Review 2014/15, p.8.

⁸ 2015年11月11日インタビュー時に頂いたパワーポイント資料も参照。

で⁹など) 実施される。

実際にどのような介入がなされているかについては、詳細なアセスメントに基づき、下に挙げる通り多岐にわたる方法の中から最も効果的と考えられる方法が用いられるという。Brenninkmeyer 氏によれば、PAC-UK は Therapeutic model での対応が特徴的で、同じ問題に対応している CAMHS の Medical model からみると代替的方法であると語った。ただ、介入のために準備されている具体的な方法は以下に示すごとく多様で、これを本人含め 8 人のスタッフ¹⁰で対応しているとのことであった。以下具体的対応方法を列挙する¹¹。

- ・ 感覚統合
- ・ セラプレイ
- ・ VIG(Video Interaction Guidance)
- ・ エモーショナル・リテラシー
- ・ DDI(Dyadic Developmental Psychotherapy)
- ・ アタッチメント・フォーカスト家族療法
- ・ EMDR (眼球運動による脱感作と再処理法)
- ・ ソーシャルストーリー
- ・ 行動の調査と修正
- ・ ACT (Attachment Communication Training)
- ・ 治療的ペアレンティング・サポート
- ・ 他のムーブメントや音楽、アートなどを使った様々な統合的方法
- ・ その他

このように多くの介入方法を一つの機関で準備できていることで、その前に実施される評価も実際に意味のあるものになっていると思われた。評価がその後の対応方法を決めるというのは当然のことであるが、実際にはある機関でとり得る介入方法が、その評価に影響を与えているということを現場では経験することもあり、この介入方法の多様性が PAC-UK の利用者への個別対応の水準を高めることに大きく貢献しているように思われた。

最後に Brenninkmeyer 氏は、子どもの現在の問題の水準、親の問題、セラピストの能力、経済的問題をすべて勘案したうえで、インタビューや関係資料をもとに、関係性の観察、質問票の使用、必要なテストを実施するなどしてしっかりした評価を実施することの重要性を改めて強調した。そして、養子縁組とは、喪失やトラウマからの回復をもたらすもの

⁹ 自宅でスカイプ等を利用して 3 から 9 歳で養子縁組して間もない家庭において 10 週間のペアレンティング・プログラム (Enhancing Adoptive Parenting:EAP) を実施 (PAC-UK Annual Review 2014/15, p.7.)

¹⁰ Brenninkmeyer 氏はフルタイム、他のスタッフは週 3.5 日が 1 人、週 3 日が 2 人、週 2 日が 4 人の構成で一人当たり 15、6 人の家族を対応しているとのことであった。

¹¹ 2015 年 11 月 11 日パワーポイント、スライド 16・17 より引用。

であることをまとめとして強調した。養子縁組とは「人生における辛いときと楽しいときの両方を共有する経験」であること、「辛さは共有されると半分になり、楽しさは共有されると倍になる」こと、そして、「辛さと楽しさが共有されることでその関係性がより深まる」ということを指摘された。

さいごに

PAC-UK の提供しているサービス、プログラムについて概観し、特に「子ども家族サービス」についてはさらに具体的に内容を確認することで、養子縁組が子どもにとって最善の選択となるために必要な支援についてみてきた。養子縁組に関わる人たちが必要とするものは何か、どのような人たちにアプローチする必要があるのか、さらに、サービスをどのような形で受けられるようにするか（電話、直接、グループ、スカイプ）など、養子縁組に必要とされる支援を考えるにあたって留意すべき点も示唆された。

今回の報告書をまとめるにあたってご協力いただいた PAC-UK の「子ども家族サービス」責任者 Franca Brenninkmeyer 氏に心より感謝申し上げます。

各国の養子縁組あっせん制度と実務に関する質問票 調査担当部分の回答から

質問 9

養子縁組機関以外の養子・養親の相談支援機関または支援システムやグループ活動の状況について

回答

養子縁組支援機関 (adoption support agency) がある。養子縁組支援機関は Ofsted によって登録され、関連法規や国の定める最低基準を満たさなければならない。Ofsted (Office for Standards in Education, Children's Services and Skills) への登録システムによって、養子縁組支援機関の適格性が担保されている。また、養子縁組機関の中には養子縁組支援機関としての登録をしている機関もある。

養子縁組された子どもや大人にカウンセリングを実施したり、個々の養子縁組についての詳細な情報を探すといったようなサービスを提供する機関もある。養子縁組された子どもや大人、その親族が血縁関係者についての詳細を知りたいと思い、その調査を希望すればその支援もする。この機関の役割として以下が挙げられる。

- ・養親のための準備やトレーニングに関して養子縁組機関の補助
- ・養子縁組された子どもや大人、またその実親へのサポート
- ・養親が子どもにとっての安定した永続的な家庭を子どもに提供するためのサポート

・養子縁組された子どもや大人がその血縁関係者とコンタクトをとることの補助、これには養子の血縁関係者の追跡調査も含まれる

回答者が今回調査した PAC-UK も養子縁組支援機関として登録されているが、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。

また、養子縁組に関する専門知識やスキル、経験を有するソーシャルワーカー、セラピスト（遊戯療法、家族療法さまざまなアプローチによる）、心理士等が個人で養子縁組支援機関として登録し、養子縁組を前提に委託されている子ども、養子や養親、成人した養子、養子縁組に影響を受ける大人（たとえば自分の子どもを養子縁組した母親）等を支援する形も存在する。

(質問 9 に関する参考資料等)

・養子縁組支援機関コンソーシアムのホームページ <http://www.casa-uk.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)

・PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016 年 1 月 9 日アクセス)

・この回答については英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメール・電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに、上記ホームページも参考にして作成した。

質問 10

①養親および②養子縁組機関の職員の研修専門機関について

回答①

イングランドには養親の研修、準備、評価、認定を担う 2 種類の養子縁組機関がある。一つは自治体の養子縁組機関であり、もう一つは非営利民間養子縁組機関（voluntary adoption agency）である。これらの養子縁組機関は全て認定前の養親候補者に対して準備研修を提供する。

BAAF（現在は CoramBAAF）からその研修のための資料（Preparing to Adopt Trainers Guide & Applicants Guide）が出版されている。その内容を見ると、養子縁組について、養子となる子どもの背景、これまでの経過、特徴について、養子縁組プロセスについて、子どもの発達とアタッチメントについて、虐待やネグレクト環境で育った子どものニーズと対応について、養親となることについて、マッチングについて、養子縁組について子どもに語ることについて、実親との接触について、また養子縁組経験者の話などで構成されている。このガイドをもとに養子縁組プロセスの中で養親として認可されるまでに研修が実施される。ある自治体養子縁組機関

(Medway Council) では週一日、4週にわたるグループ研修を年に4回実施している。

多くの養子縁組機関は引き続き研修、養親としての認定後研修を提供する。たとえば、養子に対して養子縁組の事実についてどのように説明し明らかにするか等。

ある民間非営利養子縁組機関 (PACT <http://pactcharity.org/>) では、養子縁組における養育の特徴について学び、養親や養子を助けサポートしてもらえるように養親の家族や友人(たとえば祖父母や叔父叔母等向けに1日研修を提供している。

また、養親は無料のオンライントレーニング(たとえばアタッチメントについて)を First4Adoption のホームページ (<http://firststeps.first4adoption.org.uk/>) で受講できる。

回答②

自治体、民間いずれの養子縁組機関に属するソーシャルワーカーも次のような幅広い専門知識や経験を持っていなければならない。子どもと家族のソーシャルワークの役割、子どもの発達、成人の精神疾患、物質乱用、家庭内暴力、身体疾患、障害、子どもの虐待やネグレクト、子どもと家族への効果的な直接介入、子どもと家族のアセスメント、分析・決定・計画・再検討、法制度、専門職としての倫理観、スーパービジョンと研究等。また、英国のソーシャルワーカーは3年ごとに資格登録の更新があり、専門家としての能力向上が求められる。これに加えて養子縁組に関する専門的な知識とスキルが必要とされる。たとえば、養子縁組の現場で働くソーシャルワーカーはアタッチメントやトラウマ、虐待が子どもの発達に及ぼす影響、また、多くの子どもが実親の精神疾患、物質濫用、家庭内での暴力暴露の経験を有するため、これらのもたらす子どもへの影響についての知識も必須である。また、養子縁組のための審査会や裁判所への詳細な報告書を作成する必要もあり優れたアセスメントスキルも要求される。さらに、養子縁組に関連する法制度や国の最低基準等についても熟知している必要がある。

養子縁組にかかわるソーシャルワーカーがこのような知識やスキルを身に着ける方法としては所属機関内での1日研修や、2-3日間の研修があるが、実際の仕事を通して学び身に着ける知識やスキルもある。

また、PAC-UK (<http://www.pac-uk.org/>) や Adoption UK (<http://www.adoptionuk.org/>) などの養子縁組支援機関が専門家のための研修を実施している。

さらに、専門的な研修としては大学院レベルでのコースを受講するということも可能である。たとえば、2013年12月から2014年5月までスコットランドの University of Strathclyde と BAAF によって Securing Children's Futures: Good Practice in Permanence Planning and Family Placement というコースが実施されている。

(質問10に関する参考資料等)

・ Elaine Dibben, et.al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014

- ・ PACT のホームページ <http://pactcharity.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ First4Adoption のホームページ <http://firststeps.first4adoption.org.uk/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ PAC-UK ホームページ <http://www.pac-uk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ Adoption UK ホームページ <http://www.adoptionuk.org/> (2016年1月9日アクセス)
- ・ この回答については英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのメールと電話によるインタビューと PAC-UK の Franca Brenninkmeyer 氏(Head of Child and Family service)へのインタビューをもとに、上記ホームページも参考にして作成した。

質問 21

養子縁組成立後の支援(①国内養子縁組)について

質問 24

養親家族への社会的援助について(援助内容、時期)

回答

(※回答者は、養子縁組に関する支援は、養親として認定される前から引き続く一連のものとして考え、これらの質問に関連して養子縁組のプロセスに添ってどの時点でどのような支援がありうるか、下記参考文献、ウェブサイトの情報をもとに現時点で把握した主要な内容を以下に記載した。)

英国政府は養子縁組プロセス改善のため 2012-2013 年に養子縁組の準備とアセスメントにおける変革を実施した。The First4Adoption は養子縁組に関心を持った人が最初にアクセスする場として教育省の支援を受け、電話によるヘルプラインとウェブサイトを創設した。養子縁組についての包括的な情報がわかりやすく提示され、e ラーニング等も用意され、このサイト自体が養子縁組に関連する支援の一つとも言える。

養親候補として認可を得るための手続きの中では、養子縁組のための準備研修の機会がそれぞれの養子縁組機関から与えられる (Preparing to Adopt 等のプログラム)。これは養子縁組の子どもや養親自身、その家族にとっての意味や、制度、支援、養子となる子どもの抱える問題への対応方法等、養子縁組に関する包括的な知識を提供し養子縁組のための準備をするための研修であり、養親として認可される前からのサポートといえる。

養親候補者として認定された後のサポートとしては、養子縁組過程で認可された養親候補のもとに自治体が養子縁組を必要とする子どもが委託(裁判所からの placement order)され始めたところで Adoption Placement Plan が養子縁組機関より養親候補者に提示されることになるが、その中でどのような養子縁組サポートサービスが、いつ、どのように提供

されることになるかについても示される。また、子どもが委託されるにあたって必要な経費について支援を受けることも可能。さらに、養子縁組休暇制度とその間の賃金保障制度（statutory adoption leave and statutory adoption pay: SAP）等も養子縁組機関を通して事業主にマッチング証明を提出することで可能である。また、養子縁組が法的に認められる（adoption order）までの間ソーシャルワーカーが定期的に訪問し委託の状況を確認し必要な報告が行われるが、ソーシャルワーカー訪問時に養育上の質問や困りごとなど相談することも可能である。

養子縁組後のサポートについては自治体によるもの以外に Adoption UK、Post-Adoption Centre(今回上鹿渡が調査対象とした機関)等の養子縁組支援機関や、民間非営利養子縁組機関等によるものがある。社会的養護下にあった子どもが養子縁組された場合のその後の具体的なサポートについては以下のようなものがある（Adoption Passport に提示されている事項から以下に列挙）

- ・学校への優先的入学・転入
- ・2歳からの無料早期教育
- ・教育上の特別なニーズの評価
- ・養子縁組休暇・賃金保障
- ・公営住宅への優先的入居
- ・子どもの健康に関する自治体による医学的アドバイスと子どものライフストーリーブック
- ・カウンセリング、アドバイス
- ・子どもの問題行動やアタッチメント等に関連する支援
- ・経済的支援(子どもの障害に関わる特別なニーズ等に応じて)
- ・養子とその実家族との接触に関連する支援
- ・養親や養子のグループミーティングやイベント
- ・養親の研修
- ・養子の短期休養(別の養育者のもとで)

また、上記のような基本的なサポートに加えて養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金（The Adoption Support Fund:ASF）が創設され、イングランドの152自治体を対象として2015年5月より運用されている。

[\(http://www.adoptionsupportfund.co.uk/\)](http://www.adoptionsupportfund.co.uk/)

ASFは養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことが多かったことから政府によって創設され、必要なサービスへのアクセスがより容易になった。養親が直接基金に申請するのではなく、法的責任のある自治体による養子縁組家族の個別ニーズ評価を受けた上で、自治体が申請する形をとる。基金からのサポートを得てどのようなサービスを利用するのかに

については自治体のソーシャルワーカーとの相談となる。実際の支援提供者としては、自治体、Ofstedにより登録された独立したサービス提供者、また、NHSによる児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがある。

ASFを通して提供されるサポートは、養子や養親に以下のような成果をもたらす様々な治療的サービスである。これまでの支援よりも専門性の高い、またはより包括的なサービス（CAMHS、多職種による評価や EMDR、治療的介入の一部としてのレスパイト等）を提供するための財政基盤となっている。

- ・友人、家族、学校の先生や職員との関係改善
- ・学習面での取り組み
- ・感情制御や行動のマネジメント
- ・肯定的な家庭生活や人間関係の享受と自信の回復

(<http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> より)

(質問 21 と 24 に関する参考資料等)

・ Elaine Dibben, et,al., *Preparing to Adopt TRAINER'S GUIDE A TRAINING PACK FOR PREPARATION GROUP IN ENGLAND Fourth Edition*, BAAF, 2014

・ Amy Neil Salter, *the adopter's handbook information resources services*, BAAF, 2013

・ <http://www.first4adoption.org.uk/adoption-support/> (2016年1月9日アクセス)

・

<http://www.first4adoption.org.uk/wp-content/uploads/2014/07/The-Adoption-Passport.pdf> (2016年1月9日アクセス)

・ <http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)

・ <http://www.adoptionssupportfund.co.uk/> (2016年1月9日アクセス)

・ 英国での里親養育、養子縁組分野での長年にわたるソーシャルワーク経験をもつ Seamus Jennings 氏(現在は Capstone Foster Care の Registered Manager)へのインタビュー、メールやり取りでの内容を参考に、上記資料で確認の上この回答を作成した。